



山形県公報

平成20年9月12日(金)
第1976号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……1233
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1234
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……1235
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁福祉課) ……1236
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1237
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1238
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更……………(同) ……同
- 肥料の登録の有効期間の更新……………(エコ農業推進課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……1239
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……1240
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 土地区画整理組合の理事の退任の届出……………(都市計画課) ……1241
- 土地区画整理組合の理事の就任の届出……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定の解除……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業経済交流課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第790号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称  | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|--------------------|---------------------|------------|
| 医療法人社団 池 田 内 科 医 院 | 酒田市広野字末広105番地4      | 平成20. 7. 1 |
| 石 塚 歯 科 医 院        | 同 浜田二丁目6番10号        | 同 7.17     |
| 藤 島 フ ラ ワ ー 薬 局    | 鶴岡市藤島字笹花42番地11      | 同 7.31     |
| 調剤薬局ツルハドレッジ山形嶋店    | 山形市島17番地            | 同 8. 1     |
| 矢 吹 嶋 ク リ ニ ッ ク    | 同 嶋土地区画整理事業地内104街区  | 同          |

### 山形県告示第791号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称  | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日  |
|--------------------|---------------------|------------|
| 佐 々 木 歯 科 医 院      | 酒田市北新町一丁目8番3号       | 平成20. 5.31 |
| 医療法人社団 池 田 内 科 医 院 | 同 広野字大淵54番地         | 同 6.30     |

### 山形県告示第792号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在  
医療法人 かすかわ醫院  
東置賜郡高島町大字高島526番地3
- 届出の内容

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 |             | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|-------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後       |            |
| 医療法人 湯田内科医院       | 医療法人 かすかわ醫院 | 平成20. 7. 1 |

## 山形県告示第793号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称   | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|------------------------|--------------------------|-----------------------|------------|
| ハッピー新庄・ヘルパーステーション      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護         | 新庄市金沢1863番1号          | 平成20. 7. 1 |
| ハッピー新庄・居宅介護支援事業所       | 居宅介護支援                   | 同                     | 同          |
| ハッピー新庄・デイサービスセンター      | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 同                     | 同          |
| ハッピー新庄城西・小規模多機能型ステーション | 小規模多機能型居宅介護              | 同 城西町7番11号            | 同          |
| ほ っ と i n 福寿草          | 介護予防通所介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 山形市飯田五丁目1番53号         | 同          |
| 石 塚 歯 科 医 院            | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市浜田二丁目6番10号         | 同 7. 17    |
| アエル介護サービス              | 居宅介護支援                   | 山形市城西町二丁目8番28-5号      | 同 8. 1     |

## 山形県告示第794号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称              | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地   | 廃止年月日       |
|------------------------|------------------|--------------|-------------|
| ハッピー新庄・デイサービスセンター      | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 新庄市金沢1863番1号 | 平成20. 6. 30 |
| ハッピー新庄・ヘルパーステーション      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 同 2号         | 同           |
| ハッピー新庄・居宅介護支援事業所       | 居宅介護支援           | 同            | 同           |
| ハッピー新庄城西・小規模多機能型ステーション | 小規模多機能型居宅介護      | 同 城西町7番11号   | 同           |

## 山形県告示第795号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                   | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社ライフパートナー<br>酒田市十里塚字村東山南317番地の1    | デイサービスセンターめぐみ<br>酒田市十里塚字村東山南317番地の1   | 通 所 介 護   | 平成20. 4. 8 |
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>酒田市中牧田字丸福171番地        | 介護予防センターさくら東泉<br>酒田市東泉六丁目1-9          | 通 所 介 護   | 同 5. 7     |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号            | メディカルデイサービスビビ<br>鶴岡市文園町11-3           | 通 所 介 護   | 同 5. 29    |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号            | ヘルパーステーションあさひ<br>鶴岡市熊出字日鍵31番3号        | 訪 問 介 護   | 同          |
| 株式会社在宅福祉サービスつくし<br>飽海郡遊佐町菅里字菅野南山1-209 | 株式会社在宅福祉サービスつくし<br>飽海郡遊佐町菅里字菅野南山1-209 | 訪 問 介 護   | 同 6. 30    |

## 山形県告示第796号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                   | 事業所の名称及び所在地                           | 指定年月日       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 株式会社互恵<br>鶴岡市中田字追分162-2               | ライフサポートママ家<br>鶴岡市中田字追分162-2           | 平成20. 5. 29 |
| 株式会社在宅福祉サービスつくし<br>飽海郡遊佐町菅里字菅野南山1-209 | 株式会社在宅福祉サービスつくし<br>飽海郡遊佐町菅里字菅野南山1-209 | 同 6. 30     |

## 山形県告示第797号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                         | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社ライフパートナー<br>酒田市十里塚字村東山南317番地の1 | デイサービスセンターめぐみ<br>酒田市十里塚字村東山南317番地の1 | 介護予防通所介護    | 平成20. 4. 8 |
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>酒田市中牧田字丸福171番地     | 介護予防センターさくら東泉<br>酒田市東泉六丁目1-9        | 介護予防通所介護    | 同 5. 7     |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号         | メディカルデイサービスビビ<br>鶴岡市文園町11-3         | 介護予防通所介護    | 同 5. 29    |

|                                       |                                       |          |        |
|---------------------------------------|---------------------------------------|----------|--------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号            | ヘルパーステーションあさひ<br>鶴岡市熊出字日鍮31番3号        | 介護予防訪問介護 | 同      |
| 株式会社在宅福祉サービスつくし<br>飽海郡遊佐町菅里字菅野南山1-209 | 株式会社在宅福祉サービスつくし<br>飽海郡遊佐町菅里字菅野南山1-209 | 介護予防訪問介護 | 同 6.30 |

**山形県告示第798号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地          | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|-------------------------|----------------------|---------------|------------|
| 株式会社弦巻<br>酒田市卸町1番地の1    | 株式会社弦巻<br>酒田市卸町1番地の1 | 福祉用具貸与        | 平成20. 3.31 |

**山形県告示第799号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地        | 居宅サービスの<br>種類 | 事業所の名称及び所在地        |                                  | 変更年月日      |
|--------------------------------|---------------|--------------------|----------------------------------|------------|
|                                |               | 変 更 前              | 変 更 後                            |            |
| 社会福祉法人さくら福祉会<br>酒田市中牧田字丸福171番地 | 通所介護          | デイサービスセンターさくらホーム広野 | 介護予防センターさくら広野<br>酒田市広野字末広102番地の1 | 平成20. 5. 1 |

**山形県告示第800号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 廃止年月日      |
|---------------------|---------------------------------|------------|
| 酒田市<br>酒田市本町二丁目2の45 | 酒田市立酒田病院地域医療室<br>酒田市千石町二丁目3番20号 | 平成20. 3.31 |

**山形県告示第801号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地        |                 | 変更年月日       |
|----------------------------------|--------------------|-----------------|-------------|
|                                  | 変 更 前              | 変 更 後           |             |
| 医療法人社団さつき会<br>酒田市曙町2-18-6        | 在宅介護支援センター明日葉      |                 | 平成20. 2. 25 |
|                                  | 酒田市駅東2-3-6         | 酒田市曙町2-18-6     |             |
| 社会福祉法人正覚会<br>酒田市黒森字葎葉山54番<br>10号 | ライフケア黒森指定居宅介護支援事業所 |                 | 同 4. 1      |
|                                  | 酒田市黒森字境山616番1      | 酒田市黒森字葎葉山54番10号 |             |

**山形県告示第802号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                   | 介護予防サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|-------------------------------|-----------------|------------|
| 特定非営利活動法人あゆみ<br>鶴岡市青柳町39番11号 | ケアサービス「あゆみの家」<br>鶴岡市青柳町39番11号 | 介護予防訪問介護        | 平成20. 4. 1 |

**山形県告示第803号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス<br>事業者の名称及び所在地              | 介護予防<br>サービスの<br>種類 | 事業所の名称及び所在地            |                   | 変更年月日      |
|----------------------------------------|---------------------|------------------------|-------------------|------------|
|                                        |                     | 変 更 前                  | 変 更 後             |            |
| 社会福祉法人さくら福祉<br>会<br>酒田市中牧田字丸福171<br>番地 | 介護予防通<br>所介護        | デイサービスセンターさ<br>くらホーム広野 | 介護予防センターさくら<br>広野 | 平成20. 5. 1 |
|                                        |                     | 酒田市広野字末広102番地の1        |                   |            |

**山形県告示第804号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 登録番号         | 肥料の種類                | 肥料の名称         | 保証成分量(%)                          | その他の規格 | 生産業者        |                   | 有効期限           |
|--------------|----------------------|---------------|-----------------------------------|--------|-------------|-------------------|----------------|
|              |                      |               |                                   |        | 名称          | 住所                |                |
| 山形県<br>第417号 | 米ぬか油<br>かす及び<br>その粉末 | 2.5米糠油粕<br>粉末 | 窒素全量 2.5<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 1.0 |        | コーユ株式会<br>社 | 酒田市松美町13<br>番地212 | 平成<br>26. 9. 5 |

## 山形県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、太鼓胴土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名      | 住所                |
|----------|---------|-------------------|
| 理事       | 沓 澤 倉 吉 | 最上郡真室川町大字大沢1380番地 |
| 同        | 新 田 良 広 | 同 1369番地          |
| 同        | 佐 藤 正 志 | 同 1390番地          |
| 同        | 佐 藤 正   | 同 1055番地          |
| 同        | 小 野 栄 弘 | 同 2487番地          |
| 監事       | 庄 司 寛   | 同 1378番地1         |
| 同        | 佐 藤 誠   | 同 1077番地          |

## 山形県告示第806号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、太鼓胴土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名      | 住所                |
|----------|---------|-------------------|
| 理事       | 沓 澤 倉 吉 | 最上郡真室川町大字大沢1380番地 |
| 同        | 新 田 良 広 | 同 1369番地          |
| 同        | 佐 藤 正 志 | 同 1390番地          |
| 同        | 佐 藤 正   | 同 1055番地          |
| 同        | 小 野 栄 弘 | 同 2487番地          |

|    |      |   |         |
|----|------|---|---------|
| 監事 | 庄司寛  | 同 | 1378番地1 |
| 同  | 佐藤喜浩 | 同 | 1066番地  |

**山形県告示第807号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年9月12日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
白鷹土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字横田尻1367
- 3 認可年月日  
平成20年9月4日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第808号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年9月12日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成20年9月3日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第809号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年9月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年9月12日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|-------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字丸森3552番9から<br>同 1005番8まで | 旧    | 6.1メートル<br>?<br>3.9  | メートル<br>47 |
| 同 上                                 | 新    | 12.2メートル<br>?<br>6.5 | 同 上        |

**山形県告示第810号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により届出のあった寒河江市木の下土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

住 所 氏 名  
寒河江市丸内三丁目5番3号 亀 山 金 七

**山形県告示第811号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、寒河江市木の下土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

住 所 氏 名  
寒河江市丸内二丁目4番35号 三 瓶 登

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第13号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第5条第3項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財の指定を解除した。

平成20年9月12日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

| 種 別  | 名 称    | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所 | 解 除 年 月 日  |
|------|--------|-----|-------|-------------|------------|
| 彫刻の部 | 銅造如来立像 | 1 軀 | 大 日 坊 | 鶴岡市大綱       | 平成20年7月10日 |

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成21年1月12日まで縦覧に供する。

平成20年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター

鶴岡市ほなみ町9番35号

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称        | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|---------------|-------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 反 田 悦 生   |
| ジャスフオート株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地       | 本 田 進     |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 柴 田 憲 次   |
| 佐 藤 吉 蔵       | 鶴岡市朝暘町3番6号              |           |
| 株式会社 大 創 産 業  | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社 ゲ オ ア ール | 愛知県春日井市高山町一丁目3番地の10     | 後 藤 耕 二   |
| 株式会社 ニューステップ  | 東京都中央区新川一丁目22番15号       | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社 メガネスーパー  | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号     | 田 中 由 子   |
| 有限会社 木 村 屋    | 鶴岡市山王町9番25号             | 吉 野 隆 一   |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎 |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 柴 田 憲 次 |
| 株式会社 や ま や    | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号    | 山 内 英 靖 |

|                 |                      |           |
|-----------------|----------------------|-----------|
| 株式会社 大 創 産 業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社 フォーユー      | 香川県高松市今里町二丁目16番地1    | 清 水 孝 浩   |
| 株式会社 ニューステップ    | 東京都中央区新川一丁目22番15号    | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社 メガネスーパー    | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号  | 田 中 由 子   |
| 有限会社 木 村 屋      | 鶴岡市山王町9番25号          | 吉 野 隆 一   |
| K D D I 株 式 会 社 | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号  | 小 野 寺 正   |

## 3 変更年月日

平成20年8月26日

## 4 届出年月日

平成20年8月27日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年1月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成20年9月12日印刷  
平成20年9月12日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056